

県ソフトボールスポーツ少年団連絡協議会への登録について

日本スポーツ少年団への新規登録は、3歳以上の子ども達10名以上と18歳以上のスタートコーチが2名以上集えば出来ますが、鹿児島県ソフトボールスポーツ少年団連絡協議会では、勝利至上主義でなく青少年の健全育成を目的に、一人でも多くの子ども達がソフトボールを体験出来るよう小学校区毎の結成を基本に独自の登録要件を定めています。

県下のソフトボールスポーツ少年団は、団員2,400名・指導者1,000名の大所帯です。過去には大人同士のトラブルから団員の移籍・勝利至上主義やチーム存続の為に選手の取り合いなども起こりました。このような問題を繰り返すことがないよう、下記を団の規約等に明記して、保護者にも理解して頂いた上で入団を許可して下さい。

記

- ① 地域に根ざした活動を行うために、団員は通学している校区の少年団に登録をします。ただし、校区に少年団が結成されていない場合に限り、原則として自宅に近い少年団への登録を認めます。**原則**、地区を越えての登録は出来ません。
- ② 団員に転校の事由が生じた場合には、転校先の少年団に移籍してください。ただし、本人の希望があれば6年生（最終学年）に限り、転校前の少年団での活動を認めます。（合併登録していたチームが、分離登録する時にも適用する。）
- ③ トラブルによる団員の移籍については、地区会長が全チームを集めて協議を行うこと。
- ④ 単独チームでの登録が困難な場合には、複数チームの合併登録を認めます。各地区連絡協議会会長は、団員が日常的に活動出来るよう配慮した合併へ導いて下さい。また、個別ではなく単位団毎の合併を勧めて下さい。（県ちびっこソフトボール大会に限っては、単独で出場できないチームの救済措置として、同地区登録団同士の連合チームでの出場を認めます。）
- ⑤ 少子化等により統合された小学校には複数のチームが存在することになりますが、代表指導者間で協議して一つのチームになることが望ましい。
- ⑥ 県連絡協議会・スポーツ少年団・ソフトボール協会登録は、同一とする。（8年度削除）
新規団登録・団員追加登録時は、必ず、地区連絡協議会を経由して下さい。
- ⑦ 代表指導者が年度途中で交代する場合は、必ず、地区連絡協議会総会での承認を得た後に県連絡協議会へご連絡下さい。（文書での提出をお願いする場合があります。）

【3種類の登録方法について】

日本スポーツ少年団への登録は、4月に説明会があり、6月までに Web で更新手続きを行う。県交歓大会申込には、登録名簿写しが必要。以降、新団員の追加登録の義務はない。

県ソフトボールスポーツ少年団連絡協議会への登録用紙は2種類（指導者用・団員用）あり、それぞれ3枚目を控えに保管し、地区事務局長へ提出する。新団員の追加登録は、その都度、地区事務局長へ報告する。

日本ソフトボール協会（任意：全九州・西日本・全日本大会への出場を目指すチーム）ソフトボールスタートコーチ又は日ソ協コーチの資格を有するものが在籍しないチームは登録出来ません。登録希望のチームは、6月までに登録システムによりチーム登録を完了すること。（春季5年生以下大会のみ合同参加を認める。）

登録料4千円・個人登録料（1人200円）